

令和2年度第1回倫理委員会議事録

議事録作成者：事務局長 松谷昌典

1 日 時：令和2年8月6日（木） 16時～16時45分

2 場 所：公社）日本パワーリフティング協会本部事務局
兵庫県赤穂市加里屋98-16（2F）

3 出席者：【委員長・弁護士】賀川進太郎（敬称略）

【委員・弁護士】生田圭

【委員・協会理事】高井隆義

【陪席】（事務局）松谷昌典

委員長の賀川進太郎、委員の生田圭及び高井隆義はテレビ会議システムを利用する事によりこの会議に出席し、質疑・決議を行った。

4 開 会

- ・開会に先立ち、会長による委員委嘱状の授与が電磁的方法で行われた。
- ・賀川進太郎委員長が、テレビ会議システムにより出席者の音声・映像の伝達がスムーズであり、質疑応答に支障がない事を確認し、本会は有効に成立した旨を告げて議案の審議に入った。
- ・倫理委員会規程第4条2項に基づき、賀川進太郎委員長が議長に選出された。

5 議 事

(1) 事実の調査と認定について

- ・本件対象者は正会員の善本光彦であることが確認された。
- ・定款及び関連する規程類の確認がなされた。
- ・証拠類の調査がなされた。

(2) 処分の要否について

議長より、事実の調査において証拠類を精査したところ、「役員・職員倫理規程」第3条1項（12）の違反が認められるとの見解がなされた。会場に諮ったところ、出席委員全員一致で「違反が認められる」とする決議がなされた。

(3) 意見聴取の機会付与について

本年9月7日（月）16時から善本光彦氏を召喚して意見を聴取することが検討された。本人への通知文は事務局にて原案作成の上、生田委員が内容を確認することとなった。召喚方法はテレビ電話もしくは直接の面談であり、日程や方法含め、本人の参加意思を確認することとなった。

(4) 処分の見通しについて

日本スポーツ協会指導者処分基準によると、名誉毀損案件は、「嚴重注意」から「資格停止12ヶ月」の範囲であり、過去の処分実績や他団体の例、意見聴取

の内容等を踏まえて総合的に判断することが確認された。

以上をもって議案の全部を終了したので、賀川進太郎委員長は16時45分に閉会を宣言した。

上記の議決を明確にするため、出席委員長及び出席委員が次に記名押印する。

令和2年8月6日

公益社団法人日本パワーリフティング協会倫理委員会

委員長	賀川進太郎	
委員	生田圭	
委員	高井隆義	